

# 現場分別マニュアル

(Ver.1.1)

## 目次

1. 本マニュアルの活用について .....	1
2. 現場分別することの意義 .....	3
3. 現場分別のポイント .....	5
4. 現場分別の実施について .....	7
5. 現場分別を実施する上での留意事項 .....	16
別紙：建設副産物現場分別品目区分表(案) .....	19

平成30年2月

中部地方建設副産物対策連絡協議会

## 1. 本マニュアルの活用について

本マニュアルは、施工業者さんが官公庁工事・民間工事において、現場分別を実施する際に参考としていただくよう作成しました。各現場にてご活用いただき、建設混合廃棄物の排出量削減等に生かしていただけると幸いです。

建設資材廃棄物の現場分別は、法律に従って行う分別と、施工業者さん自らが自主努力において行う分別があります。

### 法律に従って行う分別※

「建設リサイクル法」で定められている特定建設資材廃棄物のコンクリート、アスファルト・コンクリート、木材は、対象建設工事の場合、どのような時でもしっかりと分別しなければなりません。

「建設リサイクル法」第2条第3項において、分別解体とは、解体工事の場合「建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為」と定義されているため、現場で分別しつつ解体工事を行うことが必要です。

※分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、1)建築物の解体工事では床面積 80m<sup>2</sup> 以上、2)建築物の新築又は増築の工事では床面積 500m<sup>2</sup> 以上、3)建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が 1 億円以上、4)建築物以外の工作物の解体工事又は新設工事等では請負代金が 500 万円以上と定められています。

### 自らが自主努力において行う分別

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材以外の建設廃棄物は、「建設リサイクル法」では分別や再資源化が義務付けられていませんが、これら特定建設資材廃棄物以外の廃棄物であっても分別することによって、以下に示す、社会的なニーズや地元・地域の環境保全対策に有効となります。

- コスト縮減
- 建設混合廃棄物の排出量削減
- 資源循環型社会への貢献（リサイクルの推進） 等

本マニュアルは、上記の何れにも対応することを前提とし、「土木工事」、「新築工事」、「解体工事」の各現場において適切な現場分別を行うために活用いただくことを目的に作成したものです。

下図の☑表示は、本マニュアルを活用する場面の例を示します。

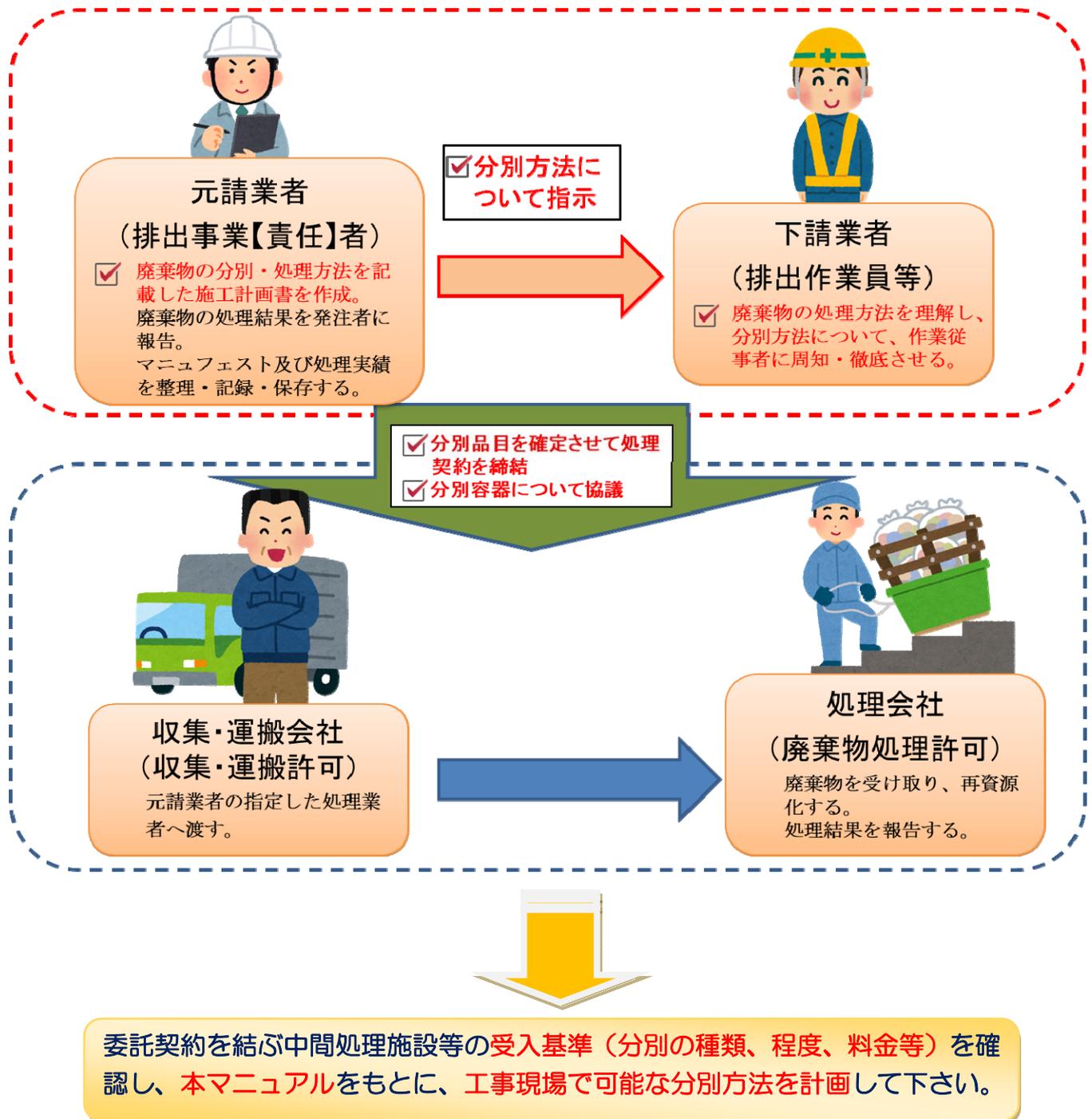


図1 分別マニュアルを活用する場面の例

## 2. 現場分別することの意義

### 【建設混合廃棄物の現場における分別の徹底が不可欠です】

建設混合廃棄物には多種多様な品目が含まれ、その性質上、そのままでは再資源化が困難であり、そのため、最終処分場の残余容量を圧迫しています。

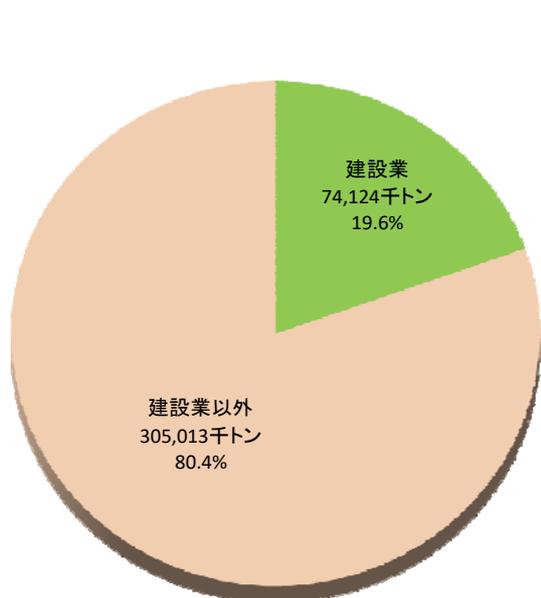


図2 産業廃棄物の業種別排出量 (全国値)

参考：産業廃棄物排出・処理状況調査 (環境省：平成 24 年度実績)

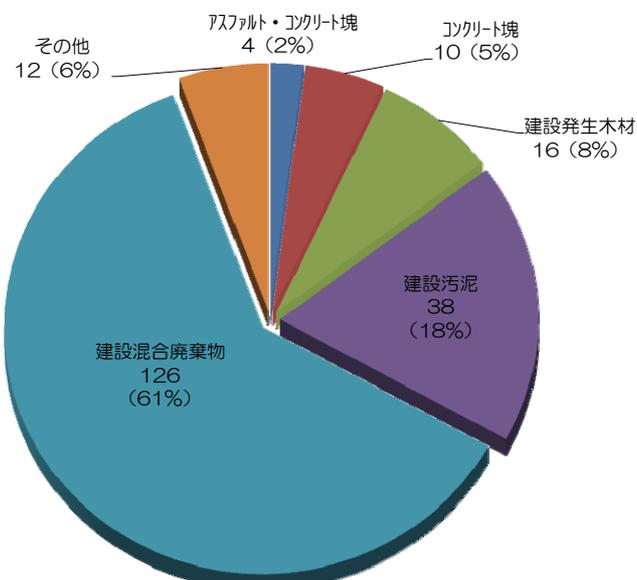
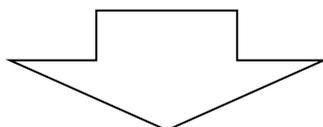


図3 最終処分量に占める建設混合廃棄物の処分量 (中部)

参考：建設副産物実態調査 (国土交通省調査：平成 24 年度実績)



### 【現場分別の徹底による、建設混合廃棄物の最終処分量の削減が重要です】

最終処分場の残余容量が逼迫している現在、建設廃棄物の最終処分量の削減は緊急の課題です。

建設混合廃棄物は、そのままでは再資源化が困難なため、最終処分量を削減するためには、現場分別を徹底することによって、排出量を削減することが重要です。

下図にあるように、建設混合廃棄物の中で真に再利用できないのは、建設混合廃棄物全体の14%と想定されます。

従って、残りの86%相当分は分別することで再資源化が可能になり、最終処分量を最小化することができます。

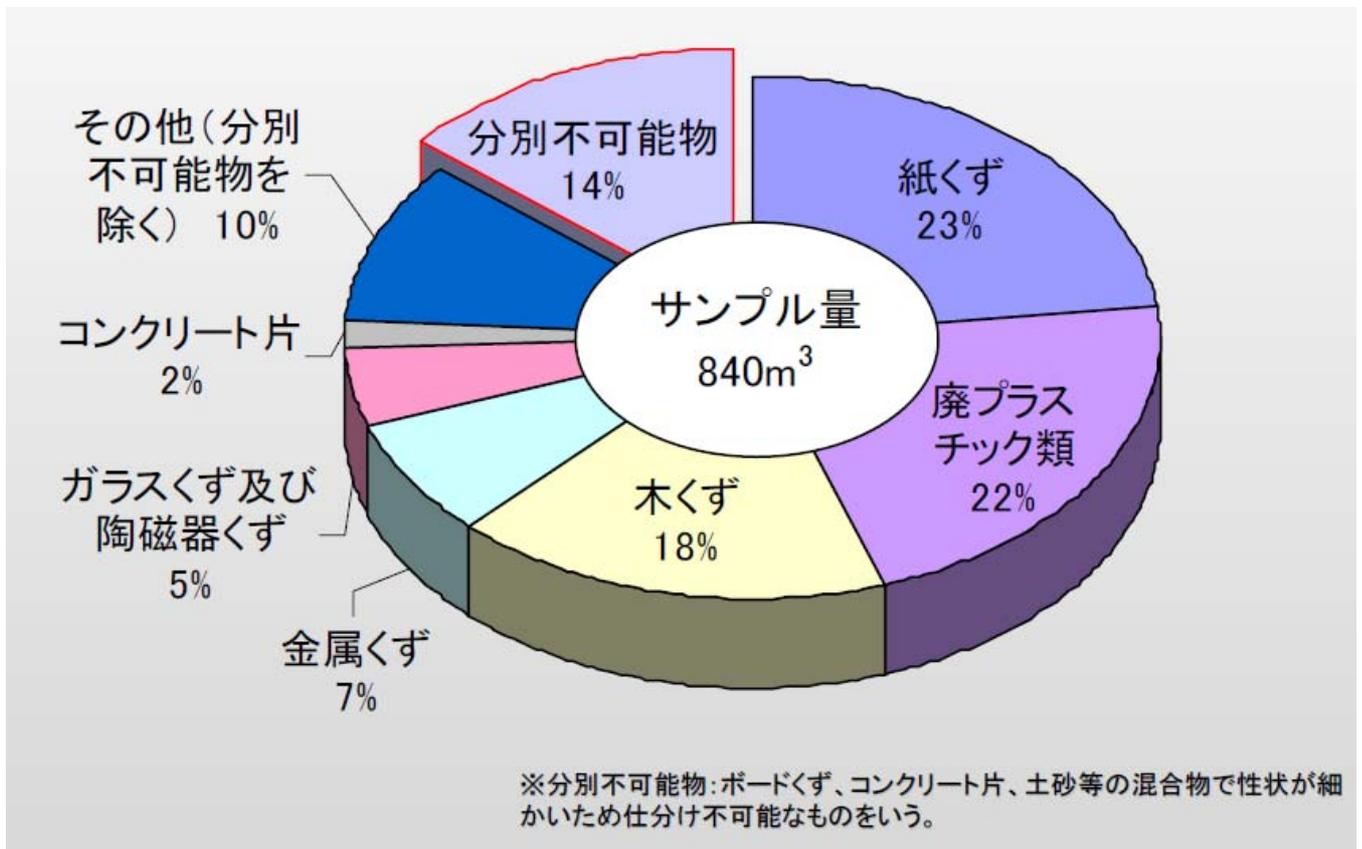


図4 建設混合廃棄物排出量の品目構成(サンプル調査結果)

参考:建設リサイクルに関する今後の動向 平成17年10月12日(国土交通省 総合政策局)

下記の品目が、建設混合廃棄物として搬出される場合があります。それぞれ適切に分別することで建設混合廃棄物の排出量は削減され、リサイクルも適切に行われます。

これらが混入することで建設混合廃棄物として扱われることが多い品目例

- ・石綿含有建材
- ・電線くず
- ・廃石膏ボード
- ・木くず
- ・廃プラ
- ・金属くず
- ・段ボール
- ・紙くず

### 3. 現場分別のポイント

#### 【石膏ボードの分別を優先させます】

石膏ボードについては再資源化されるもの以外は、管理型処分場で処分しなければならず、ALC（軽量気泡コンクリート）をコンクリートがらとして再資源化を想定しても、石膏ボードが混入した場合はすべて管理型処分場での直接最終処分となるので注意が必要です。

※平成 11（1999）年 6 月 17 日に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、廃石膏ボードは従来の安定型産業廃棄物から管理型産業廃棄物の扱いとなりました。



参考：建設廃棄物協同組合 現場分別PR資料

## 【受入施設の条件に見合った分別品目を確認します】

工事現場から発生する廃棄物は各種ありますが、処分基準がそれぞれ異なるため、受入施設の条件に見合うような分別をすることが必要です。具体的には、以下にあげた区分にそって分別する必要があります。

### 1. 再生利用できる品目

①木くず（特定建設資材廃棄物）／②コンクリート塊（特定建設資材廃棄物）／③アスファルト・コンクリート塊（特定建設資材廃棄物）／④ダンボール／⑤その他古紙／⑦金属くず／⑦石膏ボード、ロックウール吸音版、ALC 等

### 2. 安定型処分場での処分が可能な品目

安定5 品目：①がれき類／②廃プラスチック類／③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず／④金属くず／⑤ゴムくず

### 3. 管理型処分場での処分が必要な品目

木くず／紙くず／繊維くずなど

### 4. 一般廃棄物

生ゴミ／新聞・雑誌／図面・書類など・・・産業廃棄物と混合させないようにします。

## 4. 現場分別の実施について

### (1) 現場分別の実施手順

#### 1) 現場分別の流れ

建設混合廃棄物の発生の減量を図るためには、当該工事の廃棄物の発生状況、現場の状況、周辺の施設状況等に応じた、適切な分別を実施し、再資源化等施設へ搬出することが有効です。以下に現場分別の流れと各項目の作業内容を示します。



図5 現場分別実施の流れ

上記の①～⑥に関する手順毎の実施内容を8～9頁に示します。なお、①～②は、当該工事の元請業者が単独で行い、③～④は運搬・処理（再資源化等）を委託する業者と協議して行う内容となります。

## 2) 現場分別の実施内容

### ① 廃棄物の発生状況（種類や量）の把握

工事の内容から、発生する廃棄物（搬入した資材・梱包材が廃棄物となるもの等）の種類やそれぞれの量について把握します。

### ② 現場の廃棄物処理条件の把握

工期、廃棄物置き場の面積、周辺道路の幅員、さらには、周辺に立地している再資源化等施設の受入品目、処理単価等を考慮し、別紙“建設副産物現場分別品目区分表(案)”から分別のステージを設定します。

表 1. 現場の状況に応じたステージの考え方

ステージ	現場環境例	分別の条件
ステージ0	廃棄物置き場狭 工期短	分別スペースに全く余裕がないため、建設リサイクル法などの <b>法令で分別が求められている必要最低限の分別</b>
ステージ1		ステージ0に、分別しなければ <b>他の建設副産物の再資源化を阻害する品目</b> を追加
ステージ2		ステージ1に、 <b>広域認定制度で再資源化できる品目</b> を追加
ステージ3		ステージ2に、 <b>マテリアルリサイクルルート、サーマルリサイクルが可能な品目</b> を追加
ステージ4		ステージ3に、 <b>汚れや色の有無により分別可能な品目</b> を追加
ステージ5		広 長

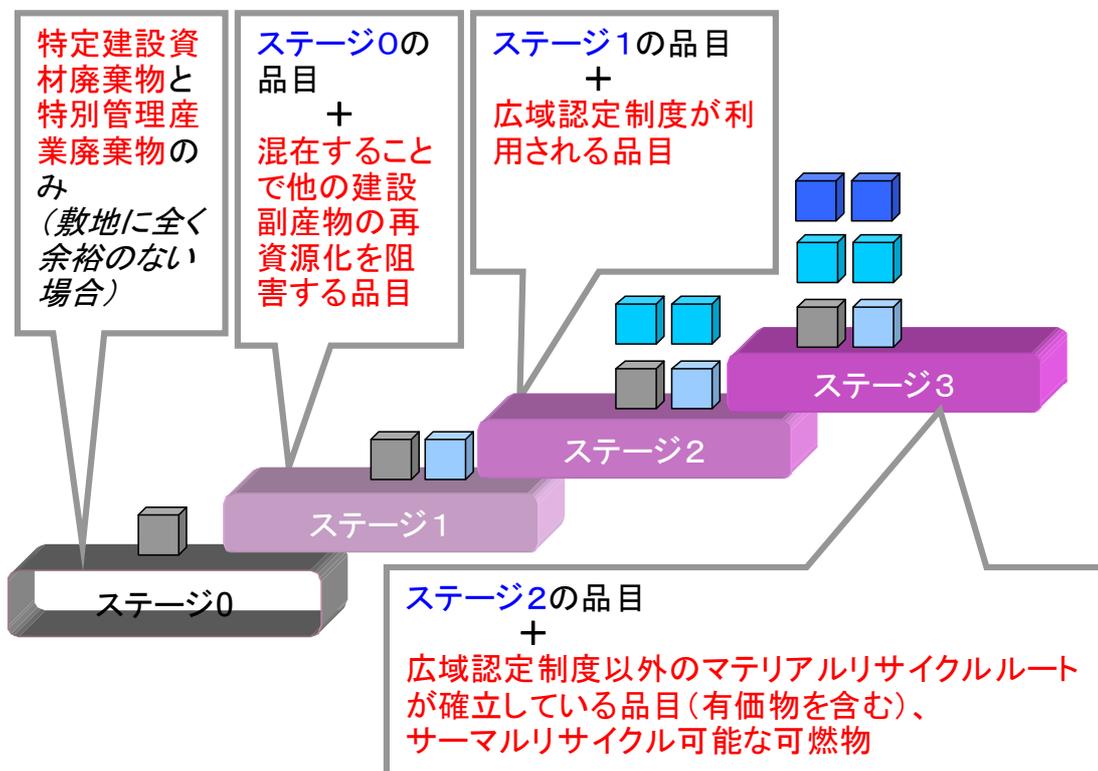


図 6 現場の状況に応じた分別品目例

### ③ 現場分別品目の設定

現場分別品目を設定する際は、分別する品目の具体的な内容（廃棄物回収容器に混在してよいもの、いけないもの）について、収集運搬業者や再資源化施設等業者（中間処理施設業者、再資源化施設業者、製品化施設業者）と打合せをすることが有効です。

表 2. 現場条件に基づき設定した各ステージの分別品目例

ステージ	分別品目例
ステージ0	コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト塊、アスベスト、PCB等
ステージ1	ステージ0＋廃石膏ボードなど
ステージ2	ステージ1＋グラスウール材、ロックウール材、パーティクルボードなど
ステージ3	ステージ2＋廃プラスチック類（一部）・継手、紙くず、金属くずなど
ステージ4	ステージ3＋廃プラスチック類（全般）、木くずなど汚れの有無により分別
ステージ5	ステージ4＋廃プラスチック（硬質、軟質）、コンクリート塊の大きさや異物付着などにより分別

### ④ 現場分別の実施方法の決定

検討した内容（③で設定した品目や関係者との協議結果等）をもとに、廃棄物回収容器、設置場所、分別の徹底方法、廃棄物の回収頻度、回収依頼方法、現場作業員への周知・教育方法等を決定します（※現場における分別容器の設置は頁 10～14 に示しました。）。

### ⑤ 施工計画への反映

決定した建設副産物の分別方法を踏まえ、リサイクルを含めた施工計画（記載項目は下記の通り）を作成します。（項目は例示です具体的には工事ごとに判断ください）

- ・ 工事概要等
- ・ 建設副産物の種類・リサイクルの方法等
- ・ 建設副産物の運搬・処理業者
- ・ 現場での分別
- ・ 解体工事計画
- ・ 工事記録写真撮影計画
- ・ 上記6項目に関する現場作業員への指導・教育計画

### ⑥ 現場分別の実施

工事期間中は、計画通りに建設副産物の分別が実施しているかを確認し、計画通りにできない場合は、計画の見直しにより状況に応じた現場分別を実施します。

## (2) 現場における分別容器等の設置方法 (例)

現場での分別を行うため、各品目に応じた分別容器を設置します。設置した分別容器には、分別シールや写真などを用いて分別する品目名をわかりやすく表示することが有効です。



図7 分別容器の設置イメージ



図8 分別容器への品目の表示イメージ



参考：建設廃棄物協同組合 現場分別PR資料

図9 分別ヤード

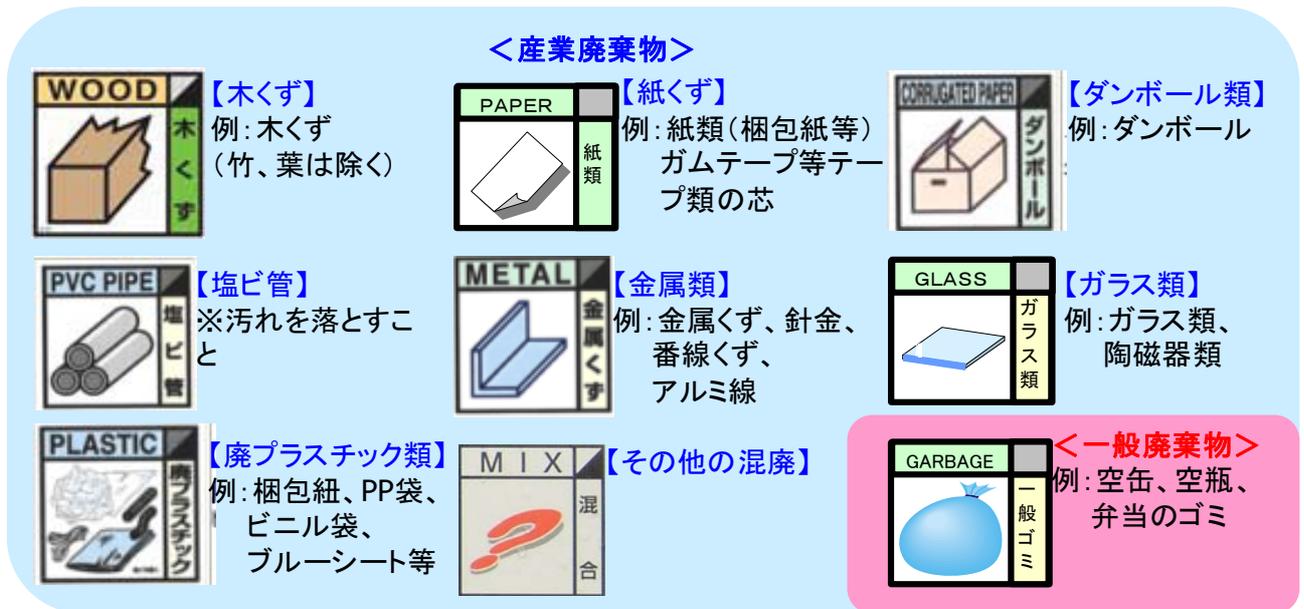


図10 分別シールの例

なお、「一般廃棄物」とは、建設工事によって発生する『産業廃棄物』以外の廃棄物を指し、食事の際のゴミ、飲料品の空き缶、空き瓶等のことです。

食事のゴミ、飲料品の空き缶、空き瓶等の一般廃棄物は、建設廃棄物と区分するため、別途ゴミ箱を設置し、一般廃棄物として、処分が必要です。

一般廃棄物の容器の設置が困難な場合は、各自ゴミを持ち帰り、建設廃棄物として廃棄しないよう徹底します。

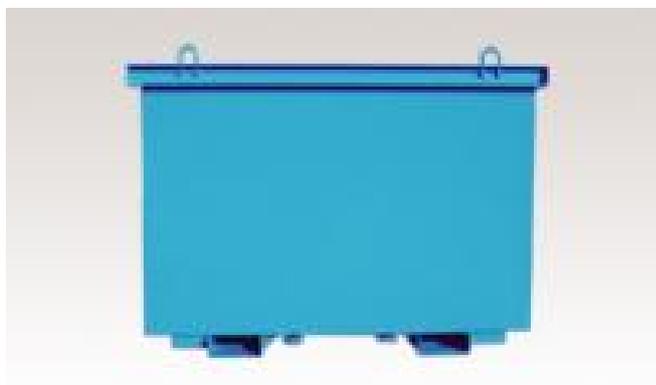


参考：建設廃棄物協同組合 現場分別PR資料

図11 表示看板に処理費を掲示し、コスト面から分別意識を向上させた例

分別容器は、廃棄物のストックヤードの広さや廃棄物の発生状況を踏まえ、より現場の実態にあった容器を選択します。なお、小型（2.0m<sup>3</sup>以下）の場合は、設資材として購入するケースが多く、大型（3.5m<sup>3</sup>以上）の場合は、産廃処理業者の貸出（レンタル）があります。

■小型コンテナ（建設資材として購入する場合の一例）



- ・ 1.6m<sup>3</sup> 回転フォーク対応コンテナ  
内寸サイズ：L1,835×W914×H930mm  
板厚：底板 3.2mm、側板 3.2mm  
重量：約 240kg



- ・ 2.0m<sup>3</sup> 強化骨入りコンテナ  
内寸サイズ：L1,530×W1,220×H1,080mm  
板厚：底板 3.2mm、側板 3.2mm  
重量：約 290kg  
吊り金具：4カ所  
回転フォーク対応足：2方向さし



- ・ 2.2m<sup>3</sup> エキスパンドコンテナ  
内寸サイズ：  
L1,830×W1,000×H1,200mm  
板厚：底板 3.2mm、側板 3.2mm  
※エキスパンド（網）重量：約 260kg

出展 建設土木資材.com

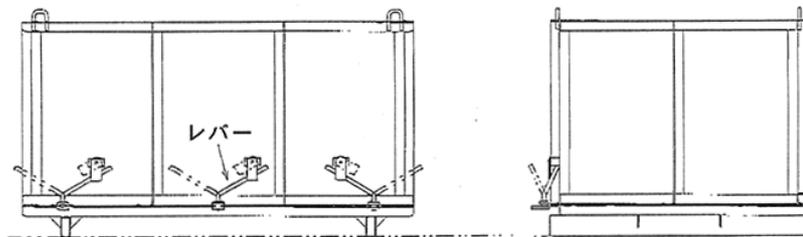
図12 【小型コンテナ(2m<sup>3</sup>)】

■小型底開き式コンテナ（建設資材として購入する場合の一例）

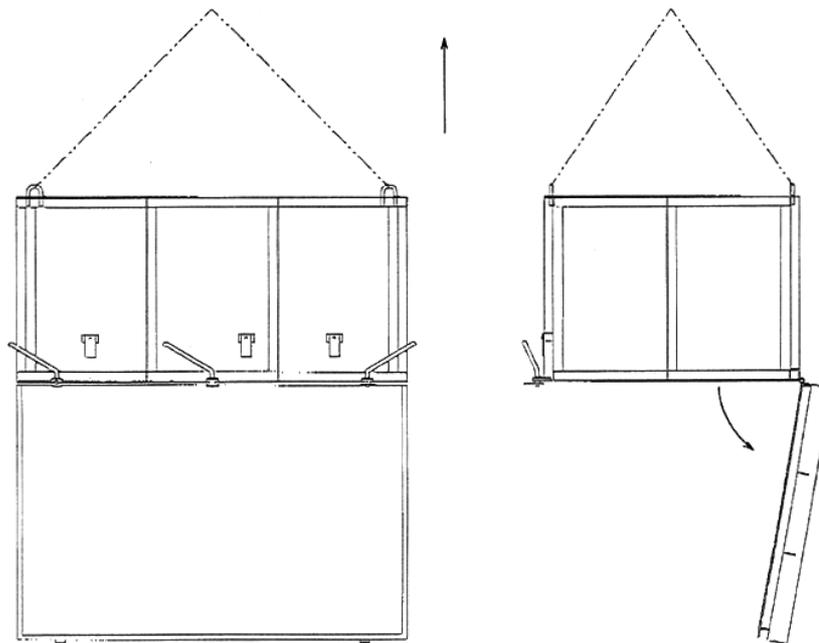


- 2.0m<sup>3</sup> 底開き式コンテナ
- 内寸サイズ：L1,830×W1180×H920
- 板厚：底板 3.2mm、側板 2.3mm
- 重量：約 315kg

- ①BOXを排出する場所まで移動し、レバーを解除する。  
※BOX本体を吊り上げた状態でレバー解除しないでください。(たいへん危険です)



- ②レバー解除後、本体を吊り上げて内容物を排出する。

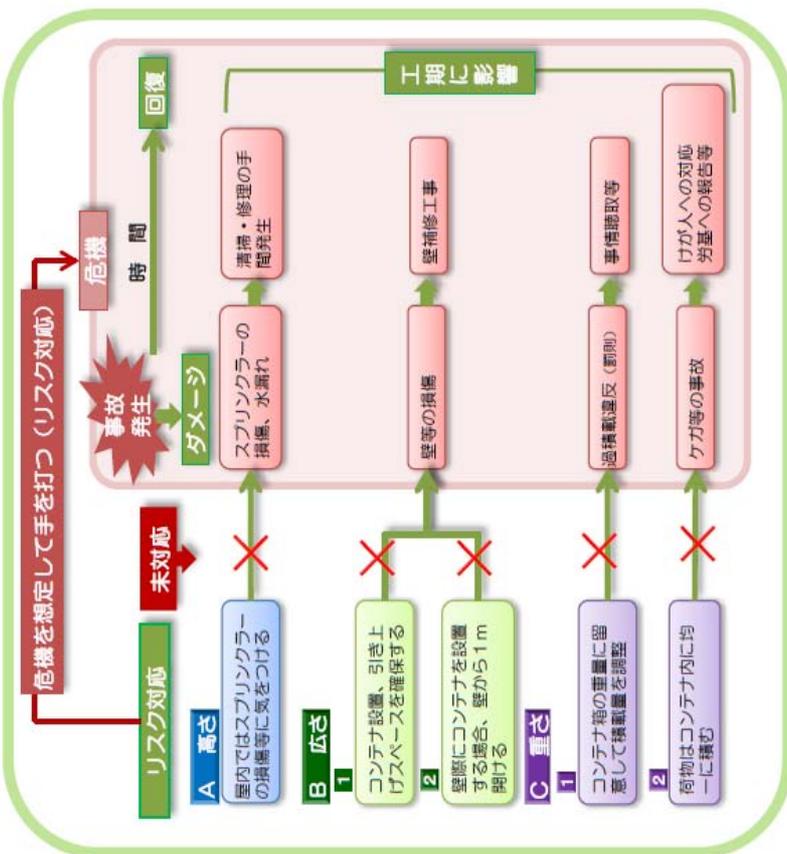


出展 建設土木資材.com

図 1 3 【底開き式コンテナ (2m<sup>3</sup>)】

# コンテナ車の安全作業のポイント

# コンテナ車の安全作業のために



現場内事故ゼロを目指し、ご協力をお願い致します。



2016.1

## 《現場の方へのお願い》

コンテナ車は、これまで建設廃棄物の収集運搬車両として幅広く利用されてきましたが、コンテナ車特有の物理的特性への不理解が原因で、思わぬ事故を招いてしまうことも少なくありませんでした。

事故を招くと、その復旧に時間やお金がかかるばかりか、工期そのものにも影響を及ぼすことが考えられます。そのような危機を未然に回避するためには、この物理的特性に由来するリスクを踏まえた対応を取る必要があります。

このパンフは、これまでの事例を踏まえ、現場内のコンテナ作業に伴うリスク対応策を「A 高さ」「B 広さ」「C 重さ」の視点から図解したものです。

是非、ご一読頂き、現場ご担当者様とのよりよいコミュニケーションを通じてリスク対応を行い、重大災害（ダメージ）の防止に努めて参りたいと思います。

※ リスク (risk)：ある行動（あるいは行動しないこと）によって、危険に遭う可能性や損害をこうむる可能性のこと（Wikipedia参考）

万ーの場合に  
備えましょう！



建設廃棄物協同組合

## ● リスク回避の為に留意すべき コンテナ車の物理的特性

**A 高さ**

- コンテナ車の最頂点は「空荷コンテナ引き上げ時の最頂点（4t：3.5m（2t：2.7m）十荷物の厚み）」で考えます。

**B 広さ**

2 真っ直ぐになるかが動く

- コンテナ引き上げ時に、コンテナがアームロール車に対し真っ直ぐにならうとする力が働きます。

**C 重さ**

- 廃棄物の積込重量は、コンテナはこの重量（4t：1t、2t：0.6t）をマイナスして考えます。

**A 高さ** 屋内ではスプリンクラーの損傷等に気をつける

【スプリンクラー設置現場での留意点】  
コンテナ引き上げ時にスプリンクラーと接触しないよう、荷物の始め過ぎにはご注意ください。

【想定リスク】  
コンテナ引き上げ時に、コンテナ積み荷の最頂点が、スプリンクラーにあたり、衝撃でスプリンクラーから消火液（水）が噴出して、辺り一面が水浸しになってしまいます。結果、清掃やスプリンクラーの修理等にお金と時間がかかり、現場工期にも悪影響を及ぼします。

スプリンクラー等で天井が低い場合、コンテナ車の最頂点は、「空荷コンテナ引き上げ時の最頂点+荷物の厚み」となります。事故を防ぐために、積み荷をならして荷の高さを低くする必要があります。

**B 広さ** 1 コンテナ設置、引き上げのスペースを確保する

【コンテナ設置・引き上げに必要なスペース】  
4tコンテナ設置や引き上げ時には、長さ1.3m（2t：9m）の作業スペースの確保が必要です。（「引き上げ」は、コンテナ前に資材等が置かれて狭くなる場合をいう）

【想定リスク】  
スペースが狭いために、設置・引き上げに時間が掛かったり、無理な作業によって建物等との接触の危険が生じます。これが現場工期にも悪影響を及ぼします。

4t：13m(2t：9m)のスペース

**B 広さ** 2 壁際にコンテナを設置する場合、壁の損傷に注意！

【壁際にコンテナ設置の場合の留意点】

- ① 壁際に設置する場合、壁から1m離してコンテナを設置して下さい。
- ② コンテナの前（フック側）に資材などのものを置かないで下さい。

【想定リスク】  
コンテナの角が壁にぶつかり、壁に損傷が生じ、補修にお金と時間がかかり、現場工期にも悪影響を及ぼします。

1) 図の場合、コンテナを引き出す際、アームロール車に対してコンテナが真っ直ぐにならうとする力が働いて、コンテナ後方の角が進行方向の反対側に跳ねて、壁にあたってしまいます。

2) アームのフックがコンテナにかかりにくく、フックのかりが強い場合、引き上げ時にコンテナを脱落させる危険がある。

**C 重さ** 1 コンテナ箱の重量に留意し、過積載に注意！

【積み込み時の注意点】  
コンテナ箱の重量を考慮して、積載物の重を積載重量の目安をご留意下さい。  
・4tコンテナ（6㎡・8㎡）⇒ 積重量1t+荷物3t=4t  
・2tコンテナ（4㎡）⇒ 積重量0.6t+荷物1.4t=2t

【想定リスク】  
コンテナ引き上げ時に車両フロントが浮き上がる等の危険があるのみか、過積載で急交差違反に関われる。  
※ 過積載違反に関しては詳細は、組合パンフ「過積載は絶対にしません!」をご参照下さい。

品目	混雑	がれき	石膏ボード
比重(t/㎡)	0.3	1.6	0.5
積込容量	4tC	8	1.8
(㎡/箱)	2tC	4	0.8
			2.8

きり上げ  
がりがり  
危険が  
時

**C 重さ** 2 荷物はコンテナ内に均一に積む

【積み込み時の注意点】  
壁面設置のコンテナの場合、積み込み時に片寄って廃棄物が集積されがちになる。廃棄物の集積の際は、コンテナ全体に行き渡り、無駄な空間を作らないようにして下さい。

【想定リスク】  
コンテナ引き上げ時に、コンテナが重たい側に傾き、コンテナが落下もしくは車両側転する危険があります。

引き上げ時に、コンテナが重たい側に傾く。

## 5. 現場分別を実施する上での留意事項

- 工種、現場の状況によって、保管場所の確保が難しい場合は、適宜、分別品目の種類、品目数を変えます。また、カートの設置が困難な場合は、カートの代わりに麻袋等を用いてもかまいません（ただし、風等によって飛ばされないような対策が必要です。また、品目表示を明確にし、品目を混合しないような注意が必要です。）。
- 排出にあたっては、収集運搬車両が過積載とならないよう、カートからあふれないようにする必要があります。
- 廃棄物の散乱防止等のため、分別カートにはシート、もしくはネットをかけることが有効です（雨水の浸入防止を図るため、シートの方がより可）。
- 現場で分別する品目を、分別容器に張り出すことによって、分別回収はしやすくなります。また、よく排出される品目、名称だけでは良くわからない品目等については、写真付きで張り出すと、より分別回収しやすくなります。



図15 写真を用いた表示例

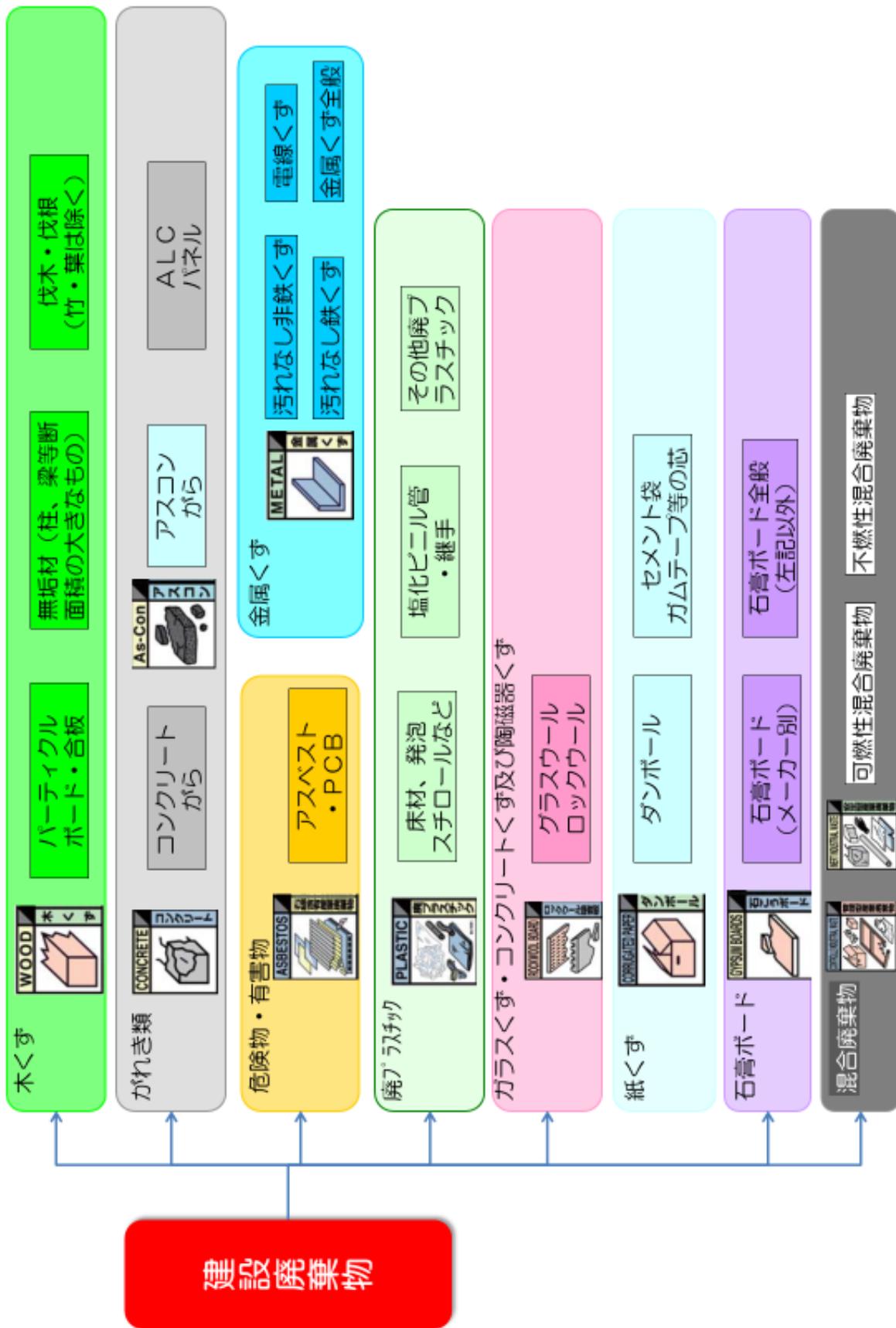
参考：東京都「住宅建設リサイクルマニュアル《解体工事編》」

- 廃棄物が有価となる場合は、引き渡し方法等について発注者と協議します。



# 建設廃棄物の現場分別啓発用ポスター（イメージ）

●建設混合廃棄物の排出量を削減するため、次に示す分別を徹底しましょう！



## 別紙-建設副産物現場分別品目区分表(案)

分別品目名	名称(仮称)	分別ステージ						具体的な品目例	留意事項等
		5	4	3	2	1	0		
①がれき類(特定建設資材廃棄物)	コンクリート全般	○	○	○	○	○	○	下記品目を含む特定資材廃棄物のコンクリート塊全般	
	コンがら(金属類混入)	○						鉄筋コンクリート	
	コンがら(異物付着)	○						コンクリート塊、鉄筋コンクリート	汚れた土砂、有機性の付着物がある
	コンクリート塊(30cm以上)	○						コンクリート塊	汚れ、異物付着等がない(コンクリートのみ)
	コンクリート塊(30cm未満)	○						コンクリート塊	汚れ、異物付着等がない(コンクリートのみ)
	コンクリート2次製品	○						コンクリート平板、U字溝、コンクリートブロック	コンクリート2次製品などその他特定建設資材廃棄物
	アスファルト塊	○	○	○	○	○	○	アスファルト塊	アスコンがら
	コンクリート系広域認定品	○	○	○	○			ALC	
②がれき類(特定建設資材廃棄物以外)	その他がれき類	○						石材が廃棄物となったもの、セメント瓦	
③ガラスくず	ガラスくず系広域認定品	○	○	○	○			グラスウール材、岩綿吸音板、ロックウール材	汚れ、異物付着・混入がない品目別、メーカー別に分別
	グラスウール等全般	○						グラスウール材、ロックウール材	広域認定製品以外
	その他ガラスくず等	○							残渣物で埋戻し(最終処分)
④廃プラスチック類(塩ビ管含む)	廃プラ系全般	—	○	○				下記品目を含む廃プラ全般	
	廃プラ系(有価物)	○	○	○				PPバンド、ビニールシート、空スプール	汚れ、異物付着・混入無きこと。品目別に分別。
	塩ビ系(汚れあり)	○	○					壁クロス、長尺シート	汚れ、異物付着・混入有り
	非塩ビ系(汚れあり)	○	○					PPバンド、ビニールシート、空スプール	
	塩ビ系(汚れなし)	○	○					壁クロス、長尺シート	汚れ、異物付着・混入無し
	硬質非塩ビ系(汚れなし)	○						ビニールシート、空スプール	
	軟質非塩ビ系(汚れなし)	○							
	非塩ビ系(汚れなし)	—	○					壁クロス、長尺シート	硬質 軟質
	発泡ウレタン・スチロール	○	○					発泡ウレタン、発泡スチロール	汚れ、異物付着・混入無し
	タイルカーペット	○	○					タイルカーペット	規格のサイズで、汚れ付着物のない物
	プラ系広域認定製品	○	○	○	○			床材	
	塩ビ管全般	○	○					下記品目以外の塩ビ管、塩ビ管継手全般	
	標準色塩ビ管(汚れなし)	○	○	○				標準色の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。標準色塩ビ管。有価物となる場合あり。
	色物の塩ビ管(汚れなし)	○	○					色物の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。色物の塩ビ管。
⑤金属くず	金属くず全般	○	○	○				下記品目を含む金属くず全般	
	鉄くず(汚れなし)	○	○	○				鉄筋、H鋼	汚れ、異物付着・混入無し。有価物となる場合あり。
	非鉄くず(汚れなし)	○	○	○				アルミ、ステンレス、銅	汚れ、異物付着・混入無し。有価物となる場合あり。
	電線くず	○	○	○				電線くず	汚れ、異物付着・混入無し。有価物となる場合あり。
⑥紙くず	マテリアル用ダンボール	○	○	○				ダンボール	折りたたみ、雨水等に濡れないこと。有価物となる場合あり。(例:セメント袋、芯材)
	ダンボール(汚れあり)	○	○					汚れや異物混入があるダンボール	折りたたむこと。水濡れを含む。
	紙くず(マテリアル用)	○	○	○				セメント袋、紙製のガムテープ等の芯	ラミネート加工されている紙は不可。雨水等に濡れないこと。
	紙くず(サーマル用)	○	○					ラミネート加工された紙、雨水等に濡れた紙	
⑦木くず	木くず全般	—	—	○	○	○	○	下記品目を含む特定建設資材廃棄物の木くず全般	金属等の異物を含まないこと。
	木くず系広域認定品	○	○	○	○			パーティクルボード、合板	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。品目別に分別。
	柱・梁(汚れなし)	○	○	○				柱、梁	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。
	木くず(汚れなし)	○	○					パーティクルボード、合板、繊維板	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。
	木くず(汚れあり)	○	○					ペンキ付着物	金属等の異物を含まないこと。
	伐木・伐根	○	○	○				伐木、伐根	竹、葉は除く。金属等の異物を含まないこと。付着している土砂を除去し、適切な寸法に切断する。
⑧繊維くず	繊維くず	○	○					畳(スタイロ畳除く)	
⑨石膏ボード	石膏ボード全般	○	○	○	○	○		下記品目を含む廃石膏ボード全般	
	石膏ボード広域認定製品	○	○	○	○				
	石膏ボード(珪素等混入)	○							珪素、ガミウム混入物
	石膏ボード(汚れなし)	○						廃石膏ボード	原型を保ち、汚れ、異物付着の少ないモノ
	石膏ボード(汚れあり)	○						廃石膏ボード	原型を保ち、汚れ、異物付着、複合有り
⑩アスベスト含有建材	アスベスト含有建材	○	○	○	○	○	○	アスベスト含有建材(石綿含有産業廃棄物)	
⑪複合建材	複合建材(サーマル用)	○	○	○					可燃性複合建材。再生不可
	複合建材(マテリアル用)	○	○	○					品目別に分別。再生可能
⑫可燃性混合廃棄物	可燃性混合廃棄物	○	○	○				可燃性の混合廃棄物全般	
⑬不燃性廃棄物	不燃性混合廃棄物	○	○	○				不燃性の混合廃棄物全般	
⑭混合廃棄物	混合廃棄物	—	—	—	○	○	○	混合廃棄物全般	
⑮危険物・有害物	危険物・有害物	○	○	○	○	○	○	PCB、CCA処理木材、廃石棉	特別管理産業廃棄物は政令で定める収集、処分に従う。